

京都クレジットの流通円滑化のための 更なる基盤整備に向けて

- 最終報告 -

平成20年6月26日

京都クレジット流通基盤整備検討会

目 次

はじめに

1 割当量口座簿制度の概要・課題	3
1.1. 序論	3
1.2. 割当量口座簿制度における課題と対応	4
2 京都クレジットに係る会計・税務上の取扱いの現状と課題	8
2.1. 序論	8
2.2. 会計上の課題と対応	15
2.3. 税務上の課題と対応	18
3 金融関連商品としての京都クレジットの取引ルール整備のあり方	22
3.1. 序論	22
3.2. 金融商品取引法の概要	22
3.3. 金融商品取引法と京都クレジットとの関係	23
4 京都クレジットの法的性格の明確化及び国際的観点から見た取引ルール整備のあり方	28
4.1. 序論	28
4.2. 京都クレジットの法的性格	28
4.3. 国際的観点から見た取引ルールに関する課題と対応	32
補遺 「カーボン・オフセット」における論点	36
参考1：政府による京都クレジット取得事業 実績	39
参考2：株式会社ローソンによる京都クレジットを活用した オフセット事業	40

はじめに

我が国においても、本年度から京都議定書の第一約束期間に入り、3月末に抜本的に改定された「京都議定書目標達成計画」に基づき、今後、関係者が一体となった各種の対策・取組が一層積極的に実施されていくことになる。こうした中で、当該目標の達成のためには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)に基づく「算定割当量」(以下「京都クレジット」という。)の積極的活用が、官民共に一層強く求められていくことになる。

具体的には、一昨年(平成18年)度から、政府は予算措置を講ずることにより、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じ、京都クレジットの取得を進めてきている。**【参考1：平成18年度及び19年度におけるNEDOのクレジット取得状況】**また、民間ベースでも、電力・鉄鋼等の業種は、「自主行動計画」制度に基づきそれぞれの目標未達成分を埋めるため、同様に京都クレジットの購入を進めてきているところである。

また、いわゆるカーボン・オフセット等の具体的取組を含め、個別企業が、その所属する業種の自主行動計画の達成状況の如何にかかわらず、CSR等の視点から、京都クレジットを独自に小口購入するなどの例も増えてきている。**【参考2：株式会社ローソンによる京都クレジットを活用したオフセット事業】**

こうした中で、これまでも、温対法における関連規定の明定や、国連システムとの接続を通じた全面的運用といった、京都クレジットを管理するための「割当量口座簿システム」の一層の整備や、「金融商品取引関連法制」における参入規制緩和による京都クレジット取引参入者の拡大など、京都クレジットの流通拡大に向けた制度的基盤もまた、徐々に構築されつつあるところである。

しかしながら、京都クレジットに対する小口需要を含めたニーズが一層多様化する中で、

6%の目標達成に向け、官民による京都クレジットの活用をより円滑化するためには、その「流通面」に着目した一層の制度整備が必要である。このため、「割当量口座簿」制度の改善や、「金融関連商品」としての取引ルール整備はもちろんであるが、京都クレジット自体の法的性格の明確化など、そもそもの概念整理も求められるところである。

こうした各種論点を有識者間で改めて整理し、京都クレジットの一層の流通基盤整備に繋げていくため、経済産業省は、昨年11月に、京都クレジット流通基盤整備検討会(以下、「本検討会」という。)を設置した。

本報告は、その後、本検討会においてなされた種々の議論や、追加的に実施された調査・取材の結果を、本検討会による政府への提言として、とりまとめたものである。

なお、本報告の対象は、あくまで「京都議定書の第一約束期間における、京都クレジットの取引(流通)」についてであって、企業等に対する排出枠の設定・義務付け等の制度や、いわゆる「ポスト京都」における制度設計を念頭に置いたものではないことは、はじめに申し上げておきたい。

1. 割当量口座簿制度の概要・実務的課題

1.1. 序論

京都議定書に基づく算定割当量の発行、保有、移転等を管理する割当量口座簿は、平成14年度より開発が開始され、平成18年度における温対法における関連規定の明定、翌19年度における国連の国際取引ログとの接続を経て、現在全面的な運用が行われている。

割当量口座簿の運用は、温対法に基づき、経済産業大臣、環境大臣により管理されており、内国法人による口座の開設や口座に保有する京都クレジットの振替（他の口座への移転）については、経済産業省及び環境省に対する申請を通じて行うこととなっている。

こうした中で、両省がこれらの申請を処理する場合の標準処理期間が以下のように既にとりまとめられており、割当量口座簿の公開画面等を通じて公開されている。

表1：申請手続きの概要

申請の種類	申請書類	手数料 (円)	処理期間 (目安)
口座開設	申請書、定款、法人登記事項証明書、法人印鑑証明書	20,900	30日
口座名義人等の変更	変更届出書、名義人登記事項証明書、名義人印鑑証明書	-	30日
京都クレジットの移転	申請書、名義人登記事項証明書、名義人印鑑証明書	6,200	15日
信託の記録	申請書、名義人登記事項証明書、名義人印鑑証明書、原因証明書	6,200*	20日
信託の記録の抹消	申請書、名義人登記事項証明書、名義人印鑑証明書、原因証明書	-	20日
信託の記録の変更	申請書、名義人登記事項証明書、名義人印鑑証明書、原因証明書	-	20日
記録事項証明の交付	申請書、名義人登記事項証明書、名義人印鑑証明書	530	8日
口座の廃止	申請書、名義人登記事項証明書、名義人印鑑証明書	-	10日

* 移転を伴う場合のみ。

割当量口座簿は、京都議定書に基づく目標達成評価のツールとして、また京都クレジット取引市場を支える基盤として、引き続き重要なシステムであることは言うまでもないが、他方、運用開始に伴い様々な課題も指摘されているところである。本項では、割当量口座簿システムに関連する課題とそれらへの対応の方向性を考察する。

1.2. 割当量口座簿制度における課題と対応

課題 1 : 割当量口座簿システムの口座開設資格は内国法人に限られるが、クレジット需要家の多様化が進んでいるなかで、外国法人等の他の法人形態にまで、口座開設資格を拡げるべきではないか。

【問題意識】

割当量口座簿に口座を開設し、当該口座にクレジットの記録を受けない限り、国内におけるクレジットの保有は効力を有しないが、現在口座開設資格は温対法の規定（温対法 3 1 条）により「内国法人」に限定されているため、その他の外国法人等については口座を開設することができない。

今後、多様なクレジットの需要家が登場していく中で、外国法人等による口座保有ニーズも一層高まっていくものと考えられる。

【対応の方向性】

割当量口座簿システムの口座開設資格を見直し、内国法人のみならず、外国法人等にも開放することについて、検討を行う。

- CDM事業への積極的な参画等を通じて京都クレジットを取得することが見込まれる外国法人の参入は、我が国における京都クレジット流通量を増大させる観点から一定のメリットがあると考えられる。
- 外国法人の口座開設を認めるに当たっては、申請書類の真正性をどう確認するか等の課題があり、また、海外に口座を有する外国法人であれば、我が国に口座を有していなくても国際取引を通じて我が国企業とクレジットを取引できることをも考慮すると、当面は今後のニーズの高まり等を注視すべきと考える。
- また、産業界や個人における環境意識の高まりに伴い、組合等法人格のない業界団体や個人が口座の開設、京都クレジットの保有を希望するケースも想定される。これについても、申請処理に係る行政コストが大幅に増大するおそれがある等の留意点もあることから、同様に今後のニーズの高まり等を注視する必要がある。
- なお、内国法人以外の者であっても、信託受益権の仕組みを活用し、これを保有することにより、実質的な意味で、京都クレジットと同等の価値を保有することが可能であると考えられる。

課題 2：口座を保有する事業者が、京都クレジットに係る売買契約の相手方、カーボン・オフセットの利用者、税務当局等に提示するため、相手方保有口座への移転や償却を前提とした政府管理口座への移転等を「確認する書面」を、割当量口座簿から直接入手できるようにすることが必要ではないか。

【問題意識】

実際の京都クレジットの現物に係る移転が昨年 11 月から既に開始されていることに伴い、契約、会計・税務処理等の観点から、移転完了の「通知書」を割当量口座簿から直接入手したいというニーズが高まっている。また、カーボン・オフセット利用者が運用事業者に対し、契約どおり該当クレジットが政府口座に移転していることを確認したいというニーズも出てきている。

現在のシステムにおいては、口座保有者が割当量口座簿の移転明細照会機能を活用することにより、自らが携わった移転について、その結果を閲覧することができる。しかしながら、当該移転明細については、その発出元が明確にされていないため、その真正性の確認が困難と言わざるを得ない。また、口座保有者が政府に対して京都クレジットの償却を申請した場合についても、償却が完了したことの確認書を入手することができない、といった課題が指摘されている。

【対応の方向性】

上記のような様々なニーズに対応するため、自らの管理口座から他の法人の管理口座への移転や、償却を目的とする政府管理口座への移転等について、割当量口座簿管理者（具体的には、経済産業省及び環境省）の責任において発行されたことが明確に示された「移転通知」を、口座保有者が自ら割当量口座簿に直接アクセスすることにより入手できるようにすべきではないか。

- 今後、事業者間の京都クレジットに係る売買やカーボン・オフセット等が一層活発になると予想される中、事業者にとっては、償却を前提として政府管理口座に移転した京都クレジットに関し、費用を損金算入するための税務当局との調整が必要になってくる。こうした中で、割当量口座簿からの移転完了を示す「移転通知」が入手できるようになる意義は極めて高いものと考えられる。
- また、その際、発行される移転通知には、真正性を確保する観点から、割当量口座簿を実質的に管理している「経済産業省及び環境省」の名称が明記されていることが必要である。

課題3： 京都クレジットの移転については、あくまで目安となる標準処理期間は示されているものの、実際の処理に最大限要する期間は確定されていないため、申請者が、実際の移転日を予測することが困難である。また、このような「移転日の予測リスク」に加え、京都クレジットの移転と当該取引に係る代金決済の同時履行性が確保されていないため、「取引上の決済リスク」等が発生することが懸念されている。これらのリスクの解消を図るべきではないか。

【問題意識】

割当量口座簿の法定管理者（経済産業省及び環境省）による京都クレジット移転申請の処理に係る標準処理期間は8日間（書面申請の場合、15日間）とされている。この日数は、あくまで目安となるものであり、申請量の増減などで実際に申請処理に要する期間は随時変更される場合がある。したがって、先渡し取引等が行われる際に、申請処理に要する期間が不確定であると、期間の長短による決済日の変動により決済額が変動するなどのリスクが、事業者側に発生し得ることになる。

また、私人間の譲渡契約の約定と口座簿上の京都クレジットの記録に時間差が生じるため、契約がその時間差を所与として成立している場合を除き、決済リスクが発生する恐れがある。例えば、クレジットの移転後、支払いがなされる前に購入者が倒産することで資金回収ができなくなるといった事態なども想定される。

【対応の方向性】

こうした決済リスクを可能な限り低減させるため、申請処理に要する期間の確定化を図るとともに、京都クレジット移転と決済の同時履行性を高めるべきではないか。

- 京都クレジット移転に係る決済リスクは、決済額を決定するなど、想定されるリスクへの対処を契約書内に盛り込むことによってある程度回避することが可能である。したがって、政府として、例えば、こうした当事者間のリスク分担のあり方を含めた「モデル契約書（標準約款）等を整備することが有益である。
- また、政府として、「申請受理から記録までは 営業日」と申請処理に要する日数を定めることで、取引上の決済リスクを回避することが可能となる。ただし、管理者側の業務量が予測困難な中、どのようにして当該日数を確定させるかという点については依然課題が残る。
- 京都クレジットの移転と決済の同時履行性の確保については、例えば、割当量口座簿の中に、社債・株式の振替に使用されているような決済システム（DVP決済 Delivery versus Payment）を導入することなどが考えられるが、システム面、法制面双方における検討課題も多いことから、将来の市場動向も見極めつつ、中期的課題として検討を行っていくことが必要である。
- さらに、「クレジットの移転が割当量口座簿に記録されて初めて、クレジット取得者による当該クレジットの保有が効力を有するようになる」という原則に

鑑みれば、割当量口座簿への記録に至る移転処理のルールを一層明確化することは重要である。例えば、電子申請・郵送等の別にかかわらず申請書が登録簿管理者に到達した順に処理するといったルールの設定が考えられる。

2 京都クレジットに係る会計・税務上の取扱いの現状と課題

2.1. 序論

上記1.で述べたとおり、事業者による京都クレジットに係る現物の保有が本格化する中で、これらを巡る会計・税務上の取扱いについて議論を一層深めることが必要である。

京都クレジットに係る会計上の取扱いについては平成16年11月に、公認会計士協会内のASBJ(企業会計基準委員会)により、「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」が公表された(平成18年7月改正)。他方、税務上の取扱いについては、償却クレジットの損金算入の可否等、今後、一層の明確化を図るべきとの指摘がされている。

本項では、京都クレジットに係る会計・税務(法人税・消費税)上の取扱いの現状について整理を行い、今後検討が必要な事項を考察する。

2.1.1. 会計上の取扱いの現状

(1)実務対応報告第15号「排出量の会計処理に関する当面の扱い」

現在、京都クレジットに関する会計上の基準としては、平成16年11月にASBJによって公表された、実務対応報告第15号「排出量の会計処理に関する当面の扱い」(平成18年7月一部改正)が唯一の存在となっている。

同実務対応報告の概要は以下のとおりである。

- 会計上、京都クレジットは無形固定資産に相当し、金融資産には当たらない。
- 京都クレジットへの投資は金融投資ではなく、事業投資に該当。
 - 金融投資：時価の変動により利益を得ることを目的とするため、時価評価と時価に基づく損益認識が意味を持つ。
 - 事業投資：売却について事業遂行上の制約があり、時価の変動よりもその後の資金獲得を目的とするため、保有する間は一般に取得原価で評価。
- 専ら第三者に販売する目的で取得する場合と、将来の自社使用を見込んで取得する場合で会計処理の仕方を区別。
 - 「将来の自社使用を見込んで取得」としても、自社の排出量削減に充てないことが明らかになった際には、第三者へ売却する可能性を残している。

表2: 第三者への販売目的で取得する場合の会計処理方針

	(1) 他者から購入する場合	(2) 出資を通じて取得する場合
契約締結時	仕訳なし	
支出時	「前渡金」とする。ただし、取得前に売却できる場合には「棚卸資産」とすることができる。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする。なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による。ただし、明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否の検討を行う。	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による。ただし、減損処理の適用を検討する。なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、通常の商品等の購入と同様に「前渡金」として会計処理するため、(1)に同じ。
排出クレジット取得時	「棚卸資産」の取得として処理する。	
排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による ¹ 。ただし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は当期の費用として処理する。	
販売時	「棚卸資産」の販売として処理する	

表3: 将来の自社使用を見込んで取得する場合の会計処理方針

	(1) 他者から購入する場合	(2) 出資を通じて取得する場合
契約締結時	仕訳なし	
支出時	無形固定資産を取得する前渡金であることから、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の区分に当該前渡金を示す適当な科目で計上する。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする。なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による。ただし、固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による。ただし、減損処理の適用を検討する。なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
排出クレジット取得時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理する。	
排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(減価償却はしない。)。ただし、固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	
第三者への売却時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の売却として処理する。	
自社使用(償却目的による政府保有口座への排出クレジットの移転)時	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上する。具体的には、排出クレジットを割当量口座簿の政府保有口座へ償却を目的として移転した時点において費用とする。また、実際に政府口座に移転していなくとも移転することが確実と認められる場合や、第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場	

¹今後、排出クレジットの活発な取引市場が整備され、企業が金融投資としての取引を行う場合には、トレーディング目的で保有する棚卸資産として、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益として処理することとなる。

	(1) 他者から購入する場合	(2) 出資を通じて取得する場合
	合にも費用とすることが妥当である。	

(2) 会計処理に関する解釈

会計処理においては複数の手法が認められる場合が多く、原則として、事業者に判断が任されているのが実情である。

本項では京都クレジットの会計処理において考慮すべき、以下のケースについて、考え方の整理を行う。

- 棚卸資産としての評価手法
- ファンド出資時の会計処理
- 間接費用の取得原価への算入基準
- 償却クレジットの費用計上タイミング

棚卸資産としての評価手法

第三者への転売目的の京都クレジット（棚卸資産としての取扱い）については、一般的な棚卸資産の評価手法が利用可能である。事業者はそれらの評価手法の中から一つを選択し、継続性の原則に則り処理することが求められる。いくつかの手法について、そのメリットとデメリット、及び京都クレジットの評価における考え方について整理すると、以下のとおり。

表4：棚卸資産の評価手法と京都クレジットへの適用の考え方

評価手法	概要	メリット	デメリット	京都クレジットへの適用
個別法	個別に原価を評価する	・物と原価の流れが完全に一致する	・データ量が多いと、処理が煩雑	・クレジットはそれぞれについて個性が薄く、個別に評価して管理する必要はない ²
総平均法	一期間の総仕入れ金額と総仕入数量から平均単価を算出する評価方法	・一度の平均値計算で単価を計算可能	・一ヶ月（一年）を待たないと計算できない	・一般的と考えられるが、評価単位の決定方法は意見が分かれる。（プロジェクト種ごとか、ホスト国ごとか等）
移動平均法	仕入れのたびに平均単価を算出しなおす平均法	・受入や払出しの都度、収益と費用を対応させることが可能	・受入や払出しの都度、加重平均の計算が必要となり煩雑	
先入先出し	棚卸資産に加わっ	・原価配分の仮定と実際	・売上原価が時価と乖離	クレジット価格下落

² 個別法は、国際会計基準においては、書画骨董、注文生産品等互換性のない、世界に一つしかないものに適用されるものであり、京都クレジットについては、基本的に、個々のクレジットに実質上の違いのない、もしくは個々のクレジットは同質かつ代替可能であるため、個別法を適用し、かつ、荷繰りにより利益を過少に計上することになる場合、税務上否認されると考えることが妥当である。

評価手法	概要	メリット	デメリット	京都クレジットへの適用
法	た古い順から販売していくと仮定した評価方法	の物の流れがほぼ一致 ・期末棚卸資産の評価額が時価に近似	し、価格変動による保有損益が損益計算に混入する可能性がある	時には原価上昇により利益にかかる税額が低下する。
後入先出し法 ³	最新の仕入れ在庫から順に販売していくと仮定した評価方法	・時価に近いものから売上原価に計上される為、損益計算から価格変動の影響を排除可能	・原価配分の仮定と実際の物の流れが不一致 ・棚卸資産価額が時価と乖離する可能性あり	・クレジット価格上昇時には原価上昇により利益にかかる税額が低下する。

ファンド出資時の会計処理

ファンドへの出資を通じて取得した京都クレジットの会計処理については、ファンドの形態や契約内容によって個別に検討が必要になると考えられるが、出資金、前渡金⁴のいずれの処理方法についても、適用可能であると考えられる。投資を目的とした出資として位置付けるのであれば前者、ファンドから京都クレジットを購入するための前払いとして位置付けるのであれば後者としての取扱いとなる。

表5：ファンド出資時会計処理方法

処理方法	概要
出資金処理	ファンド運営管理費、為替差損益などについて、費用・収益が発生する都度、出資持分相当額を取込み、ファンドの実際の取引をそのまま反映する処理方法
前渡金処理	運営調査費などの費用・為替差損益の発生は無視し、クレジット取得までに生じる全ての損益を認識せず、取得するクレジットの取得原価に含める処理方法

間接費用の取得原価への算入基準

クレジット取得に係る間接費用としては、仲介手数料、弁護士費用、銀行保証料、保険料、格付費用等が考えられる。取得原価、期間費用の判断に当たっては、「クレジット取得に直接要した費用であって購入対象クレジットと一対一の関係にあるものを取得原価、それ以外を期間費用とする」という考えを基本として判断すべきである。詳細な基準については実務慣行の成熟を待つ必要がある。

償却クレジットの費用計上タイミング

京都クレジットについて、償却を目的として政府管理口座へ移転した場合は、会計上は寄付金あるいは広告宣伝費等の科目で費用処理されるものと考えられる。

³ 後入先出し法については、現在、ASBJにおいて廃止の方向で検討が進められている。

⁴ 実務対応報告第15号では「当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結および前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には前渡金として扱うことができる」となっている。

2.1.2. 諸外国での会計・税務上の動向

(1) IASB (国際会計基準審議会)での議論動向⁵

IFRIC3 に関する議論

欧州においては、EU-ETS (欧州域内排出量取引)の開始に当たり、2004年12月にIASBの基準解釈機関であるIFRIC(国際財務報告解釈指針委員会)により国際ルールとしての包括的な排出権の会計処理のガイダンス『排出権に係る国際財務報告解釈指針(IFRIC3)』が発行され、翌2005年3月から施行されたところである。

(IFRIC3における決定事項)

- 排出権は受領した時点の公正価値(市場価格)で、無形資産として認識する。
- 受領した排出権と企業の支払額との差額は、政府補助金として会計処理する。政府補助金は当初繰り越し収益として負債に計上され、その後遵守期間にわたって「実現」の処理を行う。
- 排出権引渡し義務は排出権とは別個の独立した負債として認識される。負債額は時価評価せず、割当的に確定される。

IFRIC3の施行の延期

しかしながら、その後、上記IFRIC3にはいくつかの問題点があることが指摘され、2005年6月、EC(欧州委員会)はその施行の延期を求めた。主要な問題点は以下の2点である。

■ 評価の対応性の欠如

政府等から付与される排出枠(資産)は「IAS38:無形資産」の原価モデルに従って取得原価で評価される一方、排出枠の引渡し義務(負債)は「IAS37:引当金、偶発債務および偶発資産」に従って現在価値で評価しなければならない、とされているため、政府から付与される排出枠とその引渡し時の排出枠の評価方法の違いから生じるアンバランスが問題とされた。

■ 報告の対応性の欠如

政府等から付与される排出枠(資産)は「IAS38:無形資産」の再評価モデルに従い当初認識以後再評価額で評価され、再評価額の変動額は、資本の部で直接認識することが求められている。一方、排出枠の引渡し義務(負債)は「IAS37:引当金、偶発債務および偶発資産」に従って現在価値で評価され、その変動は、損益計算書で認識される。このように、資産の価値の変動と負債の価値の変動が認識される場所が、資本の部と損益計算書に分かれてしまうという点が問題とされた。

国際ルール検討の再開

⁵<http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Emission+Trading+Schemes/Emission+Trading+Schemes.htm>

PwC（プライス・ウォーターハウス・コーパス）及びIETA（国際排出量取引協会）の最近の調査⁶によれば、EU-ETSだけで15種類の排出権の会計処理がなされていることがわかった。

そこで2007年12月、IASBは排出権会計処理の包括的ガイダンスを作成するためのプロジェクトを立ち上げた。本プロジェクトにはFASB（米国財務会計基準審議会）も参加し、以下の論点について検討することとなっている。

表6：IASBにおける論点⁷

論点	論点概要	IFRIC3での扱い
排出枠の会計上の性質・評価	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 排出枠の性質（排出許可証か、排出貨幣か）。 ➤ 資産か否か。資産とする場合、認識・評価すべきか否か。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無形資産とする。
無償割当	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 仕訳の考え方。 ➤ 負債は発生するか否か。発生する場合、その負債の性質、および評価手法について。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府補助金として認識する。 ✓ 従って、当初は公正価値（Fair Value）で繰延利益として認識し、その後は遵守期間にわたり償却。
排出枠（無償割当を除く）の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計上方法の考え方。 ➤ 「IAS38：無形資産」又は「IAS39：金融商品 - 認識及び評価 - 」に含まれる既存モデルの妥当性。妥当でないとする場合、適切な会計処理について。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コストもしくは市場価値（market value）で評価する。
排出枠引渡し義務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 認識のタイミング、および評価方法。 ➤ 「IAS37：引当金、偶発債務および偶発資産」適用の考え方。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 排出が行われた際に、排出枠引渡し義務として負債を認識する。 ✓ 遵守期間末の排出権の市場価値（market value）で評価。
会計報告への影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一連の決定による会計報告全体への影響。 	（特になし）

IASBの現状と今後の予定

- ・ IASB事務局は、一連の問題を確実に把握するために、様々な既存および開発中の排出量取引制度の特徴を調査しているところである。
- ・ 2008年第二四半期に、IASB事務局は特定した問題についての分析を、IASBメンバーに提示する予定である。

⁶ http://www.pwc.com/uk/eng/ins-sol/publ/pwc_trouble-entry-may07.pdf

⁷ <http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/D0D0B44A-254A-4112-9FCE-34178B236D07/0/ProjectUpdateEmision022008.pdf>

<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/C7E2A90F-DC81-49AD-B0F4-C0E40823C8E2/0/AP0712b05bobs.pdf>

(2) 欧州各国での京都クレジットの会計・税務上の取扱い⁸

欧州各国における京都クレジットの会計・税務上の取り扱い、以下のように整理できる。

表7：欧州各国での京都クレジットの会計・税務上の取扱い

		イギリス	ドイツ	オランダ
法的性質		規定はあるが、法令上定義は無し	直接的な規定は無し 資産に関連する権利とされているか	無体資産に関する権利としての財産権
会計 処理	会計上の認識	無形債権に類似	・無体資産 ・取得原価で計上	無体資産
	評価	時価会計方式も可	(不明)	低価法(原価又は原価より低い市場価格)か
	無償割当	収入項目	評価額ゼロ	評価額ゼロ
	購入	取得費用を計上	取得費用を計上	取得原価で評価
税	購入費の税控除	○ 税控除有り	(不明)	× 税控除無し
	評価損益への課税	課税対象となりうる	(不明)	(不明)
	売却益への課税	○ 課税対象	○ 課税対象	○ 課税対象
付加 価値税 (VAT)	無償割当	× 課税対象外	× 非課税	× 非課税
	取引(国内)	○ 課税対象	○ 課税対象	○ 課税対象

⁸ 海外における排出量取引の法的側面に関する調査研究, 経済産業省, 2006年3月

2.2. 会計上の課題と対応

2.2.1. 評価方法における課題と対応

課題4：京都クレジットに関する時価評価のための指標が国内に存在しないため、京都クレジットの評価が困難である。事業者にとって何らかの参考となる「共通の価格指標」が提供されるべきではないか。

【問題意識】

事業者が、低価法⁹でクレジットの価値を評価する場合や、転売目的で取得したクレジットを期末評価する場合、あるいはファンドから京都クレジットを現物配当として取得した場合などには、会計上、時価指標が必要とされる。

一般的に商品市場においては、様々な時価指標を会計処理に用いることが認められている。したがって、京都クレジットについても同様の考え方をとることは可能と考えられるが、京都クレジットについては時価指標として参照可能な市場価格が国内に存在していない。また、海外の市場価格についても、取引所や商品により価格が異なるため、時価指標の選択が困難である。

こうした中で、最近では、JBIC（国際協力銀行）や東京証券取引所等による価格指標形成のための具体的取組みも進められつつある。

JBIC では、2007年11月に京都クレジット流通市場の円滑化を図るため、売却可能な京都クレジットの案件情報や京都クレジット取引に関連した市場情報等を掲載、閲覧することができるウェブサイト「排出権取引プラットフォーム（<http://www.joi.or.jp/carbon/>）」を（財）海外投融資情報財団とともに立ち上げている。同サイトでは、京都クレジットの取引に関する情報がウェブサイト上で閲覧できる仕組みになっており、以下のような情報開示がなされる。また、売却可能な京都クレジットの具体的情報についても準備次第、関係事業者による閲覧が可能になる予定である。

- 京都クレジット取引の参考となるような価格の傾向、需給バランス、政策動向、取引事例などのレポート（排出権市場レポート）
- 信託機能を活用した京都クレジットの管理・取引に関する情報（信託ロジスティック情報）
- その他京都クレジット関連取引情報

また、同プラットフォームでは、2008年4月より、JBIC と（株）日本経済新聞デジタルメディアとの協力のもと、国内取引業者5社から提出された想定売買価格（売買が成立すると思われる価格）を指標化し、参考気配値として毎週公開しているところである。

東京証券取引所では、京都クレジット等の集中取引市場の創設に向けた検討を行っている

⁹ 時価と原価を比較して、いずれか低い方の価格で評価する方法。

ところであり、具体的には、同市場創設に向けた研究会を2008年5月にも立ち上げる
こととしている。

【対応の方向性】

会計処理上は、各事業者が、まずもって「評価方法の明確化」を図るとともに、これを継
続して実施するとの「継続性の原則」に則ることが重要である。

また、関係事業者等が連携することなどにより、「共通の時価指標」が提供されるような
基盤が速やかに整備されることが期待される。

- 会計処理においては複数の手法が認められる場合が多く、その選択に際しては各
事業者に判断が任されている。各社が評価方法を明確にし、継続性の原則に則っ
て処理することが妥当である。
- 今後、少なくとも京都クレジットの現物等に係る取引が一層活性化することに伴
い、国内の関係事業者にとって、利便性の高い時価指標のニーズはより高まるこ
とが想定される。
- したがって、上記の JBIC や東京証券取引所等による事業の展開なども踏まえなが
ら、関係事業者等が連携することなどにより、「共通の時価指標」が提供されるよ
うな基盤が速やかに整備されることが期待される。

2.2.2. シンク CDM クレジットにおける課題と対応

課題5：シンク CDM クレジットの補填に対する、会計上の評価方法が明確ではないことか
ら、その明確化を図るべきではないか。

【問題意識】

シンク CDM（具体的には、植林又は再植林を事業内容とする CDM）より発生する京都
クレジットについては、発行された約束期間内においては、償却して京都議定書の目標達
成に使用することが可能である。しかしながら、その効力は永続しないこととされており、
一定期間経過後、償却した分と同量の京都クレジットを取り消すことにより「補填」する
ことが必要となっている。

こうした中で、政府に対してシンク CDM クレジットの償却を申請した法人が、償却され
た当該クレジットに係る補填義務を負うこととすることを政府部内で検討しているが、シ
ンク CDM クレジットの補填義務に対する会計上の評価方法については未だ明確化されて
いない。

【対応の方向性】

シンク CDM クレジットに係る取引量については、未だに多くはないため、今後の状況を
見守りつつ検討を進めていくことが必要である。

- シンク CDM クレジットの補填義務はトン数で認識可能であるが、これをどのような金額で認識するのかという点については、複数の方法が考察されている。一つの考え方としては、シンク CDM クレジットは一定期間経過すると無価値になると考え、その一定期間において順次価値が低下していくというものがある。
- しかし、取引量はまだ少なく、法的措置も含め、今後の状況を見守りつつ、検討を行っていくことが必要である。

表 8 : シンク CDM クレジット価値の考え方の例

シンク CDM クレジットの価値の考え方	補填義務の認識	原価評価	時価評価
時間価値 (現在の義務を将来に繰り延べることで評価)	時間経過とともに認識	クレジット償却時に、取得原価とクレジット償却時の時価の差額を認識	取得原価と期末時価の差額は毎期認識
先物価格との乖離 (先物価格と現物価格の差額で評価)	クレジット償却時に認識	クレジット取得原価とクレジット先物価格の差額を損益認識	クレジット償却時の時価とクレジットの先物価格の差額を損益認識。 取得原価と期末時価の差額は毎期認識

2.3. 税務上の取扱いについて

2.3.1. 法人税の取扱いについて

本検討会では京都クレジットにかかる法人税上の扱いについて、以下のような意見が示された。

なお、京都クレジットに係る税務上の取扱いについては、今後、まずは経済産業省として、税務当局の税制適用判断の前提となる取引実態の明確な把握等に努めた上で、これを踏まえた実務処理等の在り方についての検討に繋げていくべきである。

償却する京都クレジットの損金算入	<ul style="list-style-type: none">・国への京都クレジットの償却は国に対する寄付金、もしくは広告宣伝費として考えられ、損金算入は可能であると考えられる。
京都クレジット取得後の期末評価時の損金算入	<p>【第三者販売目的の京都クレジット】</p> <ul style="list-style-type: none">・一般的に、棚卸資産について低価法を採用している場合、事業年度終了時の時価が取得価額よりも低い場合にはその差額は損金算入が認められるとされている。・京都クレジットについても同様に考え、評価減による損金算入が認められると考えられるのではないかと。 <p>【自社使用目的の京都クレジット】</p> <ul style="list-style-type: none">・一般的に、固定資産について減損会計を適用している場合には、その減損は原則として損金算入が認められない。損金算入できるのは、特定の要件を満たす場合（災害などによる著しい損傷など）のみとなっている。・京都クレジットについても、一旦与えられたクレジットに上記のような特段の事情が発生することは非常に限定されると考えられることから、減損額の損金算入は難しいと考えられるのではないかと。

課題6：京都クレジットを償却する際の税務上の損金算入については、税務当局の税制適用判断の前提となる取引実態の明確な把握等に努めるとともに、損金算入が認められる時期及びその方法について、更に検討すべきではないか。

【問題意識・対応の方向性】

本検討会では、京都議定書の目標達成のための、主として産業・エネルギー転換部門における対策の柱である「自主行動計画」制度について、その目標遵守のために各事業者が償却する京都クレジットについては、損金算入が認められるのではないかと意見が示され、また、これ以外の目的で償却される京都クレジット（例えば、前述した（株）ローソンの取組など、自主行動計画制度とは別途独立に行われる事業・取組に基づくものや、自主行動計画制度の対象外の業種が行うもの）についても、全額損金算入可能と考えられるのではないかと指摘があった。

償却に際して、京都クレジットは一旦政府の「管理口座」へ移転され、その後政府内において「償却口座」へ移転される。税務上損金算入が認められる時期については、政府管理口座への移転時に認められるべきではないか、また、政府管理口座への移転に係る「移転通知」が損金算入の根拠として有益ではないかとの意見が示された¹⁰。

いずれにせよ、京都クレジットに係る法人税上の取扱いについては、今後、まずは経済産業省として、税務当局の税制適用判断の前提となる取引実態の明確な把握等に努めた上で、これを踏まえた実務処理等の在り方についての検討に繋げていくべきである。

【対応の方向性】

京都クレジットについて、税務上償却されたとみなすタイミングと、その損金算入方法について、明確化する必要がある。

- 政府管理口座から償却口座への移転は、政府内部において、連続的に一貫して行われるものである。本行為は、政府内部におけるものであって、償却を前提として政府管理口座への移転を申請した事業者の管理の外であることから、税務上は、償却を前提として事業者が政府管理口座に移転した時点で、損金算入が認められるものと考えられる。なお、その際、事業者は、当該移転の完了に係る「確認書」を政府より取得することをもって、損金算入の根拠とすることができるものと考えられる。
- 償却した京都クレジットの損金算入の方法については、償却の度毎に損金算入するということが一般的と考えられる。

¹⁰ その他、償却したクレジットの損金算入方法について、償却前であっても償却されることが確実なのであれば、損金算入を一括して行うことができるのではないかと、この考えもあるが、本検討会においては、償却の度毎に損金算入するということが一般的ではないかとの考えが示された。

2.3.2. 消費税上の課題

本検討会では京都クレジットにかかる消費税上の扱いについて以下のような見解が示された。

なお、京都クレジットに係る税務上の取扱いについては、今後、まずは経済産業省として、税務当局の税制適用判断の前提となる取引実態の明確な把握等に努めた上で、これを踏まえた実務処理等の在り方についての検討に繋げていくべきである。

消費税	<ul style="list-style-type: none">・京都クレジットは、非課税対象となっていないため、国内取引においては課税対象となると考えられるのではないかと。この場合、事業者が京都クレジット購入に当たって支払った消費税は、通常の仕入税額控除の手続きに従って売上税額から控除されるのではないかと。また京都クレジットの仕入税額控除は、その販売時期や政府口座への移転時期とは関係なく、原則として消費税を支払った課税期間において控除されると考えられるのではないかと。・京都クレジットの外国からの輸入は、保税地域からの外国貨物からの引取に当たらないため、課税の対象とならないと考えられるのではないかと。・京都クレジットの外国への輸出は、輸出免税により課税が免除されると考えられるのではないかと。
-----	--

課題7：消費税課税対象となる「国内取引」の判定基準との関係について、税務当局の税制適用判断の前提となる取引実態の明確な把握等に努めるとともに、更に検討すべきではないか。

【問題意識・対応の方向性】

課税対象となる資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定基準は、消費税法第4条第3項及び同法施行令第6条に規定されている。本検討会においては、京都クレジットの譲渡等が行われた場所について、事務所等の所在地により判定するのか、又は割当量口座簿等が設置されている物理的な場所により判定するのかによって異なるのではないかと、との考えが示された¹¹¹²。いずれにせよ、消費税上の取扱いについては、今後、まずは経済

¹¹ すなわち、施行令第6条第9号「前各号に掲げる資産以外の資産でその所在していた場所が明らかでないもの」に該当すると考えた場合、当該譲渡等にかかる当事者の事務所等の所在地により判定することになるのではないかととの考えが示される一方、クレジットの所在地が割当量口座簿であると考えた場合には、消費税法第4条第3項第1項の規定に基づき、割当量口座簿が設置されている物理的な場所により判定することになるのではないかととの考えが示された。

¹² 関連条文

消費税法第4条第3項（抄）

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、国債証券、株券その他の政令で定めるものである場合には、

産業省として、税務当局の税制適用判断の前提となる取引実態の明確な把握等に努めた上で、これを踏まえた実務処理等の在り方についての検討に繋げていくべきである。

政令で定める場所)

消費税法施行令第6条(抄)

法第4条第3項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定める場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

九 前各号に掲げる資産以外の資産でその所在する場所が明らかでないもの その資産の譲渡又は貸付けを行う者の当該譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

3 金融関連商品としての京都クレジットの取引ルール整備のあり方

3.1. 序論

本項では、金融関連商品に関する既存法制度及び当該法制度上での京都クレジットの取扱いについて論点を整理するとともに、京都クレジットを金融関連商品として捉えた場合の課題等について考察する。

3.2. 金融商品取引法の概要

有価証券の発行や金融商品などの取引等に関わる法制として、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第66号)が平成18年6月に公布された。これらの法律は、証券取引法を改組して「金融商品取引法」(以下「金商法」という。)とする等の法整備を行うものであり、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的としたものと位置付けられている。

以下、現行金商法について、概要を整理する。

表9：金商法の概要

視点	内容
規制対象となる商品・取引の包括化	有価証券(金商法2条1項)・みなし有価証券(金商法2条2項)の範囲の証券取引法等からの拡充 デリバティブ取引(金商法2条20項)(市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金商法2条21項~23項)
規制対象義務の包括化・横断化	証券業+信託受益権販売業、商品投資販売業、投資顧問業、投資信託委託業、投資法人資産運用業(取りこみ) 「金融商品取引業者」(金商法2条8項・9項)→「販売・勧誘」「資産運用・助言」「資産管理」 集団投資持分スキーム 自己募集・自己運用規制対象(金商法2条8項7号へ、金商法2条8項15号八)
行為規制の包括化・横断化	金融証券取引業者及び登録金融機関(「金融商品取引業者等」)に対する横断的な行為規制(金商法36条~44条の4) 金融商品取引業者一般・・・誠実義務、標識揭示義務、名義貸禁止、社債管理禁止、広告規制、取引態様の事前明示義務、契約締結前の書面交付、契約締結時の書面交付等 投資助言業務・投資運用業・・・忠実義務、善管注意義務、利益相反取引禁止、金銭・有価証券の預託受入・貸付の禁止 投資助言業務・・・・・・・・・・有価証券売買等禁止 投資運用業・・・・・・・・・・運用権限の委託、分別管理、運用報告書の交付

開示規制の柔軟化	流動性の乏しいみなし有価証券 - 開示規制の不適用(原則)(金商法3条3号)
業規制の柔軟化(各区分に応じた登録拒否事由)	第一種金融商品取引業(金商法28条1項)・投資運用業(金商法28条4項) →兼業規制あり(金商法35条) 第二種金融商品取引業(金商法28条2項)・投資助言・代理業(金商法28条4項) →兼業規制なし(金商法35条の2)
行為規制の柔軟化(プロ・アマ区分)	「特定投資家」(金商法2条31項)を勧誘又は契約締結の相手方とする取引 →一定の行為規制不適用(金商法45条) <特定投資家と一般投資家> 常に特定投資家として取り扱われる者(適格機関投資家、国及び日本銀行) 一般投資家に移行可能(申出)な特定投資家(投資者保護基金等)(金商法34条の2) 特定投資家に移行可能(申出)な一般投資家(個人含む)(金商法34条の3、34条の4) 常に一般投資家として扱われる者(に該当しない者)

3.3. 金融商品取引法と京都クレジットとの関係

【問題意識】

金商法およびその政省令では、基本的に、京都クレジットは有価証券に該当せず、京都クレジットに関わるデリバティブ取引も政令指定されていないことから、規制対象外とされている。但し、京都クレジットを信託財産とする信託とカーボンファンドの持分については、規制対象となると解釈できる。

金商法の規制対象となる商品については、業規制として参入事業者に対する規制が適用されるほか、投資家保護の観点から発行開示や行為に関わる規制が適用される。このため、当該商品の対象範囲として解釈される京都クレジットの信託、カーボンファンドでは、十分な規制下での売買が行われることになる。

一方で、規制対象外となる現物京都クレジットの売買については、こうした規制事項は適用されないことになる。このため、そもそも信用リスクの高い事業者が取引に参入してしまったり、十分な情報開示や説明義務がなされないままリスクの高い取引が行われてしまうといった事態が発生し得る。これらの事態に対する損害への補償や賠償は、民法、刑法など既存の一般法で対応可能とされるが、取引が活発化し、過度に投機性が高まる場合には、新たな措置の導入について検討することも必要になると考えられる。また、クレジット需給の大きな変動を事前に知り得た者がクレジットの売買を通じて大きな利益を被る、といった取引の公平性に関する問題についても視野に入れることが必要である。

他方、規制対象の拡大は、クレジット市場に参入した事業者へ一層の制約を課すことにより、円滑な取引を阻害する可能性も持つことから、地球温暖化防止対策として活用される京都クレジットの市場を育成するとの側面からは、十分な検討を要する。

(なお、現在でも、事業者が現物の京都クレジットをベースとして明らかな「金融商品」を組成した場合には、金商法の規制対象となるものの、京都クレジットのリスク情報の開

示が困難であるため、事業者が対応に苦慮しているとの実態も指摘されている¹³⁾。

【対応の方向性】

取引に係る当事者の保護の観点からは、京都クレジットを金商法などの規制下において管理することも有用であるが、他方、地球温暖化対策の一環として、京都クレジットの円滑な流通を促進させるとの観点からは、引き続き市場動向を見極めつつ規制の必要性の有無について検討すべきである。

- プロ以外の参加（一般投資家の参加）が少ない現状においては、当面、京都クレジットの円滑な取引による市場の育成を図ることが必要であり、過度の規制はこれを阻害することになる。
- しかしながら、今後の市場の成熟に伴い、当該市場に様々な事業者が様々な形で参入することも考えられ、投資家保護又は消費者保護の観点から新たな措置導入の必要性について、引き続き検討することも必要である。
- 今後、金商法などの関連法令において京都クレジットに関する開示規制や行為規制の一環として取引対象や取引態様について一定の開示が求められる場合、京都クレジットの性質上、どのようなリスクを開示すべきかについても、併せて検討することが必要である。

表10：京都クレジットに関する規定事項の解釈

対象	規定の解釈
現物クレジット	京都クレジットは、有価証券、みなし有価証券には該当しない（政令指定されていない） みなし有価証券については、別途政令で指定する事ができる。今後の政令次第では規制対象に入る余地はある。
デリバティブ	京都クレジットはデリバティブ取引の原資産には該当しないとされた（政令指定されず） デリバティブ取引の参照資産については、別途政令で指定する事ができる。今後の政令次第では規制対象に入る余地はある。
ファンド	集団投資スキーム持分により出資又は拠出された金銭を元に京都クレジットを購入し運用する場合、集団投資スキーム持分はみなし有価証券として扱われ、金商法の規制の対象となる。このため、ファンドの募集行為は自己募集（第二种金融商品取引業）として同様の規制を受けることになる。その一方で、京都クレジットは有価証券又はみなし有価証券でないため、ファンドの運用業務は同法の規制対象（投資運用業）とならない。（主として有価証券等に投資する場合を除く。）

¹¹ 社債の参照資産として京都クレジットの価格が組み込まれている場合には、有価証券届出書上、「指数等の情報」として、その参照資産または参照の指標の価格の推移を開示しなければならない。また、京都クレジットを信託財産とする受益権の場合には、金融商品取引法又は信託業法上、行為規制として、委託者に対し信託受益権に関するリスクについて一定の開示をしなければならないが、この際、「損失の危険に関する事項」を開示する必要があるが、「京都クレジットを信託財産とする受益権」のような新たな金融商品に関するリスクについて、どのような情報を開示すべきかについては実務上も確立した取り扱いが存在する訳ではない。

対象	規定の解釈
	<p>「集団投資スキーム持分」の定義は、「民法上の組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合（LLP） 社団法人の社員権、その他の権利であって、出資した金銭（又は金銭に類するもの）を充てて行う事業から生ずる収益の配当・財産の分配を受けることができる権利」（金商法第2条第2項5号）とされている。</p>
信託	<p>信託受益権は、みなし有価証券とされているため、京都クレジットを信託譲渡して受益権の形で運用する事業者は、具体的な取引態様によっては、同法の規制対象となり得る。</p>
事業者	<p>第一種金融商品取引業者または投資運用業を営むものには兼業規制があり、京都クレジットの現物およびデリバティブ取引、これらの媒介・取次・代理、京都クレジットに関するコンサルティング業務（以下、京都クレジット取引関連業務）を実施する際は届出が必要（具体例としては、証券会社は届出をすれば京都クレジットの取引が可能）。</p> <p>銀行及び保険会社は、それぞれ銀行法及び保険業法により兼業規制が課されている。それによると、銀行及び保険会社本体は、京都クレジットの現物取引の媒介や現物決済を伴わない京都クレジットのデリバティブ取引を行うことができるとされているが、京都クレジットの現物取引を行うことはできない。銀行及び保険会社の子会社は、京都クレジットの現物取引や現物決済を伴う京都クレジットのデリバティブ取引を行うことが可能。</p> <p>これ以外の事業者は自由に京都クレジットの取引関連業務が可能。</p> <p>金融庁では3月に金商法及び関連法の改正案（金融商品取引法等の一部を改正する法律案）を示しており、当該案では、これまで子会社でしか認められていなかった全ての京都クレジット取引関連業務が銀行・保険会社本体でも可能とされている。</p>

表 1 1：京都クレジットと金商法との関係

有価証券との関係	<p><u>政令指定していない。</u></p> <p>■有価証券（金商法2条1項）（証券・証書が発行されているもの）</p> <p>国債証券、 地方債証券、 特殊債、 資産流動化法上の特定社債券、 社債券、 特殊法人に対する出資証券、 協同組織金融機関の優先出資証券、 資産流動化法上の優先出資証券・新株引受権証書、 株券・新株予約権証券、 投資信託・外国投資信託の受益証券、 投資法人の投資証券・投資法人債券、外国投資法人の投資証券、 貸付信託の受益証券、 特定目的信託の受益証券、 信託の受益証券、 コマーシャルペーパー（CP） 抵当証券、 外国証券・証書で ~ と ~ までの性質を有するもの、 外国貸付債権信託の受益証券、 オプション証券・証書、 預託証券・証書、 21 政令で指定する証券・証書（政令指定→外国法人発行 CD 及び学校債（証書発行する場合））</p> <p>■みなし有価証券（金商法2条2項）（証券・証書が発行されていないもの）</p> <p>(1) 1. の有価証券に表示されるべき権利について、当該規制を表示する有価証券が発</p>
----------	--

	<p>行されていない場合でも有価証券とみなすもの（前段） 例：振替株式（電子株券）</p> <p>(2) 証券・証書に表示されるべき権利以外の権利を有価証券とみなすもの（後段）</p> <p>信託の受益権、 外国信託の受益権、 合名会社・合資会社の社員権（政令で定めるものに限る）、 合同会社の社員権、 外国法人の社員権で の性質を有するもの、</p> <p>集団投資スキーム持分、 外国集団投資スキーム持分、 政令で指定する権利（政令指定→学校債）</p>
デリバティブ取引との関係	<p><u>政令指定していない。</u></p> <p>■金融商品・・・デリバティブ取引の原資産となりうるもの</p> <p>有価証券 預金契約に基づく権利であって政令で定めるもの 通貨 同一の種類のものが多数存在し、 価格の変動が激しい資産のうち政令で定めるもの（商品先物を除く）</p> <p>■金融指標...指標を基準とするデリバティブ取引を定義するもの</p> <p>金融商品の価格・利率 気候の観測の成果に係る数値 事業者の事業活動に重大な影響を与える指標又は社会経済状況に関する統計数値のうち政令で定めるもの（商品先物を除く） ~ に基づく数値</p>

表 1 2：金融商品取引法等の一部を改正する法律案（平成 2 0 年 3 月）の概要

改正の概要 （京都クレジット取引 関連）	<p>■業規制の緩和</p> <p>以下業務内容を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融等デリバティブ取引¹⁴ ・金融等デリバティブ取引の媒介 ・取次又は代理、京都クレジットの取得・譲渡を内容とする契約の締結又はその媒介、取次又は代理であって、主務省令で定めるもの ・金融商品取引所については、京都クレジット取引その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を追加 <p>対象は以下の通り（対象事業者および改正対象法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協 → 農協法 ・信用協同組合、協同組合連合会 → 中小企業協同組合法 ・信用金庫、信用金庫連合会 → 信用金庫法 ・長期信用銀行 → 長期信用銀行法 ・労働金庫、労働金庫連合会 → 労働金庫法
----------------------------	--

¹⁴ 「金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、主務省令で定めるもの」。銀行、保険会社については現行でも業務として府令指定されている。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・銀行 → 銀行法・保険会社 → 保険業法・農林中央金庫 → 農林中央金庫法・商工中金 → 商工中金法・金融商品取引所 → 金融商品取引法 |
|--|---|

4 京都クレジットの法的性格の明確化及び国際的観点から見た取引ルール整備のあり方

4.1. 序論

京都クレジットの法的性格については、動産類似の財産権、債権類似の財産権、法律上の地位、一種の「期待権」など、様々な見解が示されている。

本項では、各々の見解について論点を整理するとともに、主として政策実施上の視点から採用すべき考え方について検討する。また、国外の取引相手との間でトラブルを可能な限り回避するとの観点から、他国との取引ルール共有のあり方についても検討を行う。

4.2. 京都クレジットの法的性格

4.2.1. 温対法における京都クレジットの位置付け

京都クレジットの法的性格については、温対法により一定程度明確化されている。また、明示はされていないものの、温対法は以下の議論を前提として規定を構築している。当該内容については、本検討会においても同様の見解が得られている。

なお、本検討会では、京都クレジットを一種の国に対する期待権と捉える考え方も示された。すなわち、取引当事者にとっては、義務的な制度が無い現状では、保有によって得られる具体的効用が不明であるため、一種の期待権として捉えられるとする立場である。また、京都クレジット取引に関わる紛争処理に対しては、憲法、民法など既存の一般法が適用される、京都クレジットは、売買、贈与、交換、譲渡担保権の設定、信託の設定を行うことにより、権利変動の対象となる、財産的利益として場合によっては賠償又は補償の対象となり得る、といった考え方も示された。

温対法規定の前提となった議論¹⁵

京都クレジットについては、以下のような特性から実質的には民法上財産的価値を有するものと観念される。また、流通性確保の観点から、動産類似のものとして扱うことが妥当である¹⁶。ただし、その権利性を明らかにした場合に生ずる他制度への影響等を鑑み、法令上で明示する意義は小さい。

- 京都議定書で定められる義務の遵守手段として京都クレジットの取得および譲渡性が認められる。その意味で、財産的な価値を認められたある種の法律上の利益または

¹⁵ 「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」、環境省、平成18年1月

¹⁶ ただし、このことは、クレジットを日本法上の動産と完全に同一視すべきことを意味するものではない。

地位としての実体を有していると見ることが可能である。

- 実際に価格がついて、私人間で取引されることから、財産的価値を有すると観念できる。
- 財産性は京都議定書を前提とすることから、時限的な性格（従って、第一約束期間以降の財産性は不確定）を持つと観念される。
- 既存の法的ルールに従って創出・承認され、同一性を付与される客観的事実に基づいており、一種の無体物（無体財産。会計処理上も無形固定資産）
- 債権とは観念しがたい。現状では、権利を実現するために債務者に対して何らかの作為・不作為（給付）請求権を発生させるという構造をもたない。
- 譲渡可能な財産であり、権利者の利用目的も多様でありうるが、財産それ自体としての使用価値は見出し難い（会計処理上も減価償却に馴染まない）。
- 個々のクレジット間の差異を識別することは可能だが、実質上の差異は無いものと整理される（不特定物の扱いも可能）。
- 国際的な法制状況が不透明で、国際調和を図る観点からも、財産権としての法的性質は温対法の条文上は明示されていない。

表 1 3 : 温対法での規定事項

現温対法の関連規定		背景・見解等 ¹⁷	参照条文
帰属	算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まる(効力発生要件)		30条
算定割当量の譲渡の効力発生要件	算定割当量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。	<p>・ 民法の対抗要件主義を離れ、口座における記録をもって効力発生要件とした。</p> <p>理由は以下2点。</p> <p>取引の安全を確保するため</p> <p>国際的には効力発生要件を取るものが多くっており、算定割当量のような国際的に移転するものについて、対抗要件主義と効力発生要件主義とが混在すれば、事態の錯綜を招くため</p> <p>・ これにより、社債の振替と同様の効果とした。当事者間の契約は記録の前に締結されるが、効力は記録された場合に始めて発生する。</p>	35条1項
	他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関する前項の規定の適用については、当該他		35条2項

¹⁷ 「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」、環境省、平成 18 年 1 月

現温対法の関連規定		背景・見解等 ¹⁷	参照 条文
	の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもって、同項の増加の記録を受けたものとみなす。		
質権	算定割当量については、質権(権利質)の目的とする事ができない	以下の理由による。 ・国際的な動向を見て判断する ・融資の対象とするニーズが企業にあるか明らかでない	6条
譲渡担保		算定割当量について、譲渡担保が可能	記載なし
信託	算定割当量は信託の対象となるが、それについては信託財産である旨の記録を受けなければ第三者に対抗できない		37条
準占有		国または口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定される。従って、記録によって、準占有がなされたものと見ることができる。	38条
善意取得	・振替によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国または口座名義人は、国または当該口座名義人に悪意または重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する。(算定割当量の善意取得の規定)	このような記録の誤りはめったに発生しないと考えられるが、万一起きた場合には効果を発揮する。 ・記録の誤りがあっても、算定割当量の総量が変わらない場合は、善意の無過失の第三者に算定割当量を取得させる。 ・記録の誤りにより、算定割当量の総量が増加する場合、総量を増加させる事はできないため、善意の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償等で対処する。	39条
財産権性		財産権的性格は前提としつつも、条文上、財産権である事は明示していない。以下の理由により、財産権である事を今明確化するの是不適当と考えられた。 ・現在の国際動向に合わせる必要があるため マラケシュ合意では「メカニズムは何ら権限(entitlement)や権利(right)を生じさせるものではない」とされた。途上国の反対があったこと、義務履行の手段に過ぎないと考えられたこと、などが背景 ・今後新たに問題が生じたときに対処するため	記載なし

4.2.2. 京都クレジットの執行法上の取扱い

上述のとおり、京都クレジットの法的性質については、流通性確保の観点から「動産類似の財産権」として扱うことが妥当であるが、同時に、京都クレジットは無体物であるため、その点に配慮しつつ執行法上の扱いを検討する必要がある。

京都クレジットの執行法上の取扱いについては、京都クレジットの売主が京都クレジット

トを買主に任意に振替申請しない場合に、買主が売主に対して直接自己に振り替えるよう求める場合（直接強制）、債権者が、債務者の京都クレジットを差し押さえる場合（差押え）の、2つの場面を想定する必要がある。

直接強制の場合

京都クレジットと同様、原簿により管理され原簿の記載が権利の帰属を表す特許権の場合、登録の移転は原則として共同申請である（特登令第19条）が、登録権利者単独でも、意思表示の擬制（民事執行法第174条）による確定判決の正本及び確定証明書を添付して提出すれば直接強制が認められる（特登令第20条）。京都クレジットの場合も、これと同様に、買主は、意思表示の擬制によって直接強制をする（民事執行法第174条）ことが可能と考えられる。

差押えの場合

京都クレジットに対する差押えを「その他の財産権」として民事執行法第167条を適用し債権執行の例によることが考えられる。この場合、裁判所書記官は、同法第167条第5項が準用する第48条によって、口座を管理する経済産業大臣及び環境大臣に対し、口座の記録を囑託する。また、温対法上では、差押、仮差押え又は仮処分がなされた場合、その旨割当量口座簿に記載されることとなっているが（温対法第31条第3項第4号、温対令第8条）、それは口座名義人しか閲覧することができないため、それを知らずに取引関係に入った者が不測の損害を被る虞がある。口座簿情報の開示内容や範囲に関わり考慮が必要と考えられる。

4.2.3. 善意取得の解釈と国家賠償の可能性

(1) 善意取得の解釈

善意取得の適用範囲

温対法では、京都クレジットの国内取引での法規として、取引の相手方が無権利者であることについて善意・無重過失の第三者を保護するため、温対法第39条で善意取得を規定している。

以下の例に示す、システム上の過誤または重複申請による手続の過誤により二重登録された京都クレジットの取得者についても善意取得の規定が適用されるものと考えられる。この場合、二重登録されて実際よりも増加した京都クレジットをどのように扱うか明文上規定が存在しない。この場合の増加した京都クレジットの取扱いについては、社振法第78条以下の規定（増加分については国に取得、抹消義務を負わせる等）が参考になると考えられる。

例 Xに帰属する算定割当量 α について、口座簿上の誤りによりAの管理口座にも二重記録され、かつAが α をBに売却してBの管理口座に α は記録された場合、Bが悪意/重過

失でなければ α の権利を善意取得できるか。

善意取得の信託の対象

現状では、買主は売主の口座簿上の京都クレジットの記録を閲覧することができない。売主は何を信託し、善意無重過失であると認められれば、善意取得することができるのか明確ではない。この点に関しては、温対法第40条に定める割当量口座簿の記載事項証明を活用することが一つの方法として考えられる。

(2) 国家賠償の適用に関わる事例

算定割当量の口座上の移転ミスなど口座管理上の瑕疵があった場合、故意過失があれば国家賠償の対象になるが、実際には非常に限定的と考えられる。

例えば、下記の例、例の場合には、損害が国のミスに起因しているため、国家賠償が認められる可能性があるが、例の場合には、当事者間の問題に帰着し、国に対する国家賠償が認められる場合はほとんどないと思われる。もっとも、国が申請された順番どおりに処理する義務を負っているとすれば、国家賠償が認められる余地はある。また、例では国の過失を認定することは困難だと思われ、国家賠償が認められる可能性は低いと考えられる。

- 例 売主Aと買主Bが売買契約を締結し、AからBへの振替を申請したにも拘わらず、国のミスにより、AからCへ振り替えてしまい、Cがこれを奇貨として、Dに対して譲渡し、Dが善意取得したことにより、Bが京都クレジットを取得できなくなったケース
- 例 償却済みの京都クレジットが国のミスにより取引、申請、登録され、その買主が支払いを終了してしまったケース（但し、この場合は、存在しない京都クレジットの取得について善意取得の適用がないことが前提となる。）
- 例 売主AがBに京都クレジットを譲渡する契約を締結し、その後、同一の京都クレジットについてCに譲渡する契約も締結し、双方の譲渡について京都クレジットの移転の申請を行った。国がCへの京都クレジットの移転の登録を先に行ってしまったため、Bが登録を受けられなかったケース
- 例 国が京都議定書上の削減目標を遵守できなかったことにより、国がペナルティーを課され、結果として、事業者による京都クレジット取引に何らかの支障が生じたケース

4.3. 国際的観点から見た取引ルールに関する課題と対応

課題8：京都クレジットの国際間取引における国際私法の適用が不明確である。

【問題意識・対応の方向性】

京都クレジットの国際間取引において、国際私法の適用があるかについては議論がある¹⁸が、引き続き、他国立法との矛盾を避け、国際調和を目指した国内法の整備、解釈運用が必要である。以下では、法の適用に関する通則法との関連について一つの考え方を提示する。

- 一般に、私人間である財産権が取引（契約）の対象とされる場合には、当該契約の当事者間の権利義務関係の問題と、当該財産権の内容および帰属の問題とは区別され、この概念は、京都クレジット取引においても、同様に妥当するものと考えられる。
- 私人間の国際取引における当事者間の権利義務関係を定める契約の準拠法については、基本的に、当事者間の特約で決定することが殆どである。契約の準拠法について当事者間に明確な合意が存しない場合については、原則どおり、法廷地の国際私法（抵触法）に従って導き出されるところの準拠法が適用されると考えられる（なお、国家どうしが売買契約を締結するという場合についても、準拠法の決定については、同様に国際私法が適用されると考えられる）。
- 当該財産権の内容および帰属の問題については、京都クレジット取引の場合、「権利」の扱いが各国において異なっていることを踏まえると、特定国の法を準拠法と考えるのが妥当であり、我が国の国際私法の適用は排除されないと考えられる。しかし、我が国の国際私法には明文の規定はないため、その解釈については今後も検討していくことが必要である。あり得る考え方の一つは、法適用に関する通則法第13条の「物権及びその他の登記をすべき権利」が目的物所在地法によっており、京都クレジットについても、その登録がされている地の法によるものとするものである。これについては、京都クレジットは無体物であるため、その所在地をどこにするかという国内法上の問題が残る。この点では、統一国際私法である「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約（ハーグ証券条約）」との異同も視野に入れ、今後検討していくことが重要である。
- 他国立法との整合を取ることは現実的に難しいが、国際的に矛盾のないように検討していくことが必要である。割当量口座簿に記録されている京都クレジットの法的位置づけ等について、口座簿管理者会合等の場を活用して情報共有を図ることも一案である。

上記を踏まえると、日本における国際私法適用例は、以下のように整理できる。

¹⁸ 芳野行気 「温室効果ガスの排出量取引に関する法的論点について」 ジュリスト 1318号 80頁。なお、特許権の効力の準拠法については、判例は、法例（現在の法の適用に関する通則法）ではなく、条理に基づいて定まるとした上で、当該特許権が登録された国の法律となるとしている（最高裁判平成14年9月26日判決・民集56巻7号1551頁）。

(なお、本検討会においては、京都クレジットの国際移転については、条約等国際公法が適用される場面もあり、国際公法との関係を整理すべきであるとの意見も出された。)

	項目	適用の考え方・論点
例	日本国外の売主Aが日本の買主Bに京都クレジットを売却した場合における、A B間の法律関係	法廷地が日本である場合、A B間に準拠法の選択に関する合意があれば当該合意された準拠法によるが、準拠法の選択に関する合意がない場合には「当該法律行為の当時において当該法律行為にとって最も密接な関係がある地の法」によると考えられる。
例	日本国外の売主Aが日本の買主Bに京都クレジットを売却した場合における、当該クレジットの譲渡の効力	法廷地が日本である場合、日本の国際私法である通則法に従って導き出されるところの準拠法によって判断されると考えられる。動産類似のものとして扱った場合、目的物の所在地法が準拠法ということになると考えられるが、どの準拠法が選択されるかは、通則法及び温対法の解釈の問題として今後の検討が望まれる。
例	日本国外の売主Aが日本の買主Bに京都クレジットを売却した場合において、Aが実際には当該京都クレジットを保有していなかった場合の当該京都クレジットの善意取得の可否	法廷地が日本である場合には、日本の国際私法である通則法に従って導き出されるところの準拠法によって判断されると考えられる。どの準拠法が選択されるかは、通則法及び温対法の解釈の問題として今後の検討が望まれる。

課題9：京都クレジット取引で国際機関などに瑕疵があった場合の責任の所在など、国際公法上のルールが不明であり、活発な取引を阻害する可能性があるため、このようなルール整備を図るべきではないか。

【問題意識】

具体的な問題としては、以下が想定される。

- 国連事務局（UNFCCC、CDM 理事会等）に京都クレジット移転時の瑕疵（ITLチェック時の記録ミスやシステムエラー等）があった場合、その損害をだれが補償するのか不明確である。例えば、国際移転が一定期間なされず、売買契約が買い手から破棄され、売り手が損害を被るケースなどが考えられる。
- JI ホスト国は、自国で京都クレジットの移転手続きを行うため、ホスト国政府の対応に瑕疵があった場合、上記同様の問題が発生する。
- 瑕疵ではなくとも、例えば、方法論の変更、特定プロジェクトに対する審査の厳格化等、CDM 理事会の方針転換により、これまでの投資や労力が無駄になるケースも想定される。

- CDMにおいては、DOEの審査に瑕疵があり、CERが過剰発行された場合、国際ルール上、当該DOEが過剰発行分を補填する義務がある¹⁹。しかし、それら機関が当該義務を怠った場合の取り扱いは明確になっていない。

【対応の方向性】

上記のような諸問題に対応していくため、国際公法上のルールを整備していくことが必要である。このため、これらを国際的議論に高めるべく、我が国政府から関係国の政府、国際機関などに働きかけていくことが有益である。

- これらのリスクは当事者間の契約で規定すれば足りるという考え方もないわけではないが、国際条約上のリスクを民間が負うことは、活発な取引を阻害する可能性を高めることになる。
- 国際的な論議が進むよう、日本から条約事務局などに働きかけていくことも一案である。
- なお、CDM理事会等国連のもとに組織された機関のメンバーが下した判断によって事業者が不利益を被り、当該メンバーの法的責任を追求した場合の対応策のあり方については、国連プロセスにて議論がなされているところである²⁰。引き続き、議論を注視し、これに参加していくことが必要である。

¹⁹ Decision 3/CMP.1 (<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/08a01.pdf#page=6>), paragraph 22

²⁰ 運用に関する補助機関会合（Subsidiary Body for Implementation）において、'Privileges and immunities for individuals serving on constituted bodies established under the Kyoto Protocol'というタイトルで議論が継続されている。

補遺 「カーボン・オフセット」における論点

課題 10：いわゆる「カーボン・オフセット」には様々なパターンが想定されるが、それぞれにつき既存法規との関連について、論点・課題等を整理すべきではないか。

【問題意識・対応の方向性】

京都クレジットの小口化を図る手段の一つとして、いわゆる「カーボン・オフセット」が注目され、様々な取組が進みつつある。

環境省が公表したカーボン・オフセットに関する指針²¹（以下「指針」という。）では、当該スキームの定義として、「カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること」と示している。

カーボン・オフセットの形態としては様々なものが考え得るが、指針では「市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）」と「市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット（特定者間完結型）」とに分け、さらに市場流通型については商品使用・サービス利用オフセット、会議・イベント開催オフセット、自己活動オフセットと分類している。

本検討会としては、「カーボン・オフセット」については、更に、既存法規との関連で、カーボン・オフセットの運用形態や、需要家の関わり方により、以下のような分類が可能であると考ええる。

需要家に、クレジット現物を譲渡する場合

クレジットを調達する目的で金銭などを拠出させ、クレジット現物を分配する場合、ある商品を販売している企業が、商品にクレジット現物を付加して商品販売を行う場合などが想定される。

需要家に、信託受益権を譲渡する場合

クレジットを調達する目的で金銭などを拠出させ、信託受益権を分配する場合、ある商品を販売している企業が、商品に信託受益権を付加して商品販売を行う場合などが想定される。

需要家に、何も譲渡しない場合

クレジットを調達する目的等で金銭などを拠出させるが、調達したクレジットは分配せず、企業がそのまま償却を行う場合（前述の（株）ローソンのオフセット

²¹環境省、我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）、2008年2月

事業はこれに該当する) 削減事業を行う目的で金銭などを拠出させ、拠出者には何ら分配を行わない場合、また商品に伴う排出量を相殺するクレジットを企業が保有して商品販売を行う場合などが想定される。

温対法との関係

「カーボン・オフセット」に用いられるクレジットには、京都議定書に基づいて発行される京都クレジットのほか、例えば、平成20年度早期開始が期待される、大企業等の技術・資金等により中小企業等の排出削減を進める「国内クレジット(国内CDM)」制度や、環境省が中心にこれまで進めてきている「自主参加型国内排出量取引制度」に基づくものなど、一定の基準を満たす VER(Verified Emission Reduction)等が存在する。

改正温対法では、これらを対象に含める予定であるが、現行法が対象として取り扱うのは、京都クレジットのみであり、それ以外のクレジットについてはその範疇ではない。

金商法との関係

金商法の規制対象となる場合は、事業者(オフセット・プロバイダー)に対し、業規制として金融商品取引業の登録が必要となるほか、投資家保護の観点から発行開示や行為に関わる規制が適用されることになる。上述した分類毎に、当該金商法との関係を、以下考察していくこととする。

の京都クレジットを対象とし、金銭などを拠出させ、京都クレジットの現物を分配する場合は、現状においても集団投資スキームに該当し、集団投資スキーム持分はみなし有価証券として取り扱われる可能性があるが、その場合には当該集団投資スキーム持分の取得勧誘行為については、金商法上の一定の規制が課される可能性がある。また、一般に販売される商品や使用により排出を伴う製品に京都クレジット現物を付加して販売する場合は、金商法の規制には係らないと考えられる。

のように、受益権を譲渡する行為は、それを業として行えば金商法上第2種金融商品取引業の登録が必要となる。また、消費者への譲渡を目的として受益権を取得した場合には、有価証券の引受けに該当し、金商法の規制に係るものと考えられる。

については、需要家にとって単なる金銭出資に該当し、金商法の規制には係らない。

なお、金銭などを拠出させて運用し、クレジットなり信託受益権を管理、処分する行為については、仮に、信託行為の内容、受益者および受益権の内容が明確となっており、信託という法形式が当事者によって選択されたと解釈される場合には、信託法及び信託業法の適用(場合によっては公益信託に関する規制)を受けることになると

考えられる。

会計・税務の取扱い

本検討会においては、税務上、クレジットの購入に係る金銭出資を事業者が損金算入できるのは、京都議定書に基づく我が国の削減約束のために排出量を埋め合わせている（オフセットしている）と証明できる場合、すなわち、割当量口座簿上、償却を前提として政府管理口座に移転する場合のみと考えられるのではないかとの指摘がなされた。

クレジットが譲渡される の場合は、当該クレジットが京都クレジットであり、実際に譲渡が可能な需要家（口座保有者）であれば、当該京都クレジットを償却することで損金算入が可能になるのではないかとの指摘があった²²。

また、 の信託受益権が譲渡される場合には、受益権の所有者は原資産であるクレジットを所有しているとみなされる。したがって、京都クレジットを原資産とする信託受益権が譲渡される場合には、当該クレジットの償却依頼をすることで損金算入が可能になるのではないかとの指摘があった。

一方、 のように需要家に何も譲渡されない場合には、例え、需要家が出資等により提供した資金を用いて事業者が京都クレジットを取得、償却申請を行った場合であっても、それをもって需要家が当該提供資金を損金算入することはできないのではないかとの考えが示された²³。

いずれにせよ、京都クレジットにおける税務上の取扱いについては、今後、まず経済産業省として、税務当局の税制適用判断の前提となる取引実態の明確な把握等に努めた上で、これを踏まえた実務処理の在り方についての検討に繋げていくべきである。

²² なお、京都クレジット以外のクレジットを対象とする場合についても、会計・税務上の取扱いについても今後検討すべき事項である。

²³ 前述のとおり、このような場合、需要家側において、自らの出資目的を明確にする意味で、契約どおりオフセットが果たされたのかを確認したいというニーズが出てきているため、政府による移転通知の発行等の手続きが必要となってきた。

参考1：政府による京都クレジット取得事業 実績

契約年度	契約事業者	契約量(トン)	ホスト国	プロジェクト種類
平成18年度 総契約量： 638万トン	丸紅	200万	インド、中国、 メキシコ	バイオマス発電、水力発電、 LFG
	ローディア	183万	韓国	N2O
	西安大唐製薬	145万	中国	製鉄排ガス利用
	CRM	110万	中国	バイオマス発電
平成19年度 総契約量： 1,666万トン	丸紅	381万	中国、ブラジル、 メキシコ	N2O、LFG、セメント廃熱回 収、水力発電、HFC
	ローディア	794万	ブラジル	N2O
	イネオス	50万	韓国	HFC
	トリコ-ナ	266万	中国	製鉄排ガス利用
	ブラ・バルタマ	34万	インドネシア	石炭炊きボイラへの バイオマス吹込み
	内蒙古ヘシゲテン	60万	中国	風力発電
	EIJ	25万	中国	製鉄排ガス廃熱利用
	山東叢林-A	16万	中国	セメント廃熱回収
	山東叢林-B	10万	中国	セメント廃熱回収
	吉安功閣	21万	中国	水力発電
	井岡山	9万	中国	水力発電
契約取得量 総計		2304万トン		

**(株)ローソンによる 京都議定書目標達成のための
国民運動(「CO₂オフセット」サービス)の推進**

ローソンが、自ら購入し政府口座に都度移転していく「京都メカニズム(CDM)クレジット」に対し、広く国民から資金拠出を募ることにより、国民の「オフセット意識」(自ら排出した分を相殺する)を高揚させるサービスを提供。(4月8日から店頭において受付を開始。)

